



水と緑と太陽に恵まれた
人と地域が支える
安全・安心・快適都市

第4次越谷市総合振興計画

基本構想(2011～2020年)・前期基本計画(2011～2015年)



ごあいさつ

わが国の総人口は、平成17年（2005年）には減少に転じ、人口減少社会の到来が現実的なものとなりました。それとともに、未婚率の上昇や晩婚化に伴う出生率の低下、平均寿命の伸びなどから、少子高齢といわれる人口構造も進行しています。本市においても、近い将来には、人口減少の過程に入ることが見込まれています。

一方、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、安全・安心志向や環境意識の高まり、経済・産業構造の変化、さらには市民ニーズの複雑・多様化や地方分権の進展など、急激に変化しており、新たなまちづくりの方向性を示すことが求められています。

このような状況の中、本市では、市民の皆さまと市がどのように協働しながら住みよいまちづくりをすすめていくか、その考え方やルールなど、具体的なしくみについて明らかにした「越谷市自治基本条例」を平成21年9月から施行しました。

「第4次越谷市総合振興計画」は、この条例に基づき策定・実施され、誰もが安全に、安心して、しかも生き生きと幸せに暮らすことができ、越谷に住み続けたいと実感できるまちづくりを目指すものです。基本構想では、「人間尊重」と「市民主権」を基本理念とし、「人と地域が主役のまちづくり」「環境と共生したまちづくり」「文化の息づくやすらぎのまちづくり」「活力ある産業のまちづくり」の4つの視点から、まちづくりを進めていくこととしています。

今後は、本市の将来像である「水と緑と太陽に恵まれた人と地域が支える安全・安心・快適都市」の実現に向けて、前期基本計画に掲げた各事業を着実に推進し、多様な変化に対応できる持続可能な都市を目指すとともに、本市の有する多彩な地域資源を生かした越谷らしさの創出に努め、市民の皆さまとともに、越谷市の新しい時代を築いてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、地区まちづくり会議や市民懇談会、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見、ご提言を賜りました市民の皆さま、また、熱心にご審議をいただきました越谷市総合振興計画審議会委員ならびに市議会議員の皆さまに心からお礼を申し上げますとともに、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成23年（2011年）4月
越谷市長 高橋 努



条例・憲章・宣言

越谷市自治基本条例

わたしたちのまち越谷市は、古くは日光街道の宿場町として栄えた歴史と文化の香り高いまちです。昭和 33 年（1958 年）に市となって以来、都市化がすすみ、埼玉県東南部地域の中核的な都市として発展してきました。その中であって、首都近郊にありながら、貴重な農地も残る水と緑の豊かなまちです。

わたしたちは、将来にわたり、先人が残した土の香りと人の温もりを感じる風土を受け継ぎながら、自然と都会の良さが調和した持続発展性のある都市、すべての市民が人間として尊重され、人の和が大切にされる人間性豊かな都市を目指して、越谷のまちづくりをすすめます。

わたしたちは、地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中で、市民としてまちづくりに参加する喜びが実感でき、それぞれの思いがまちづくりにつながるような参加と協働による自治のまちづくりに取り組み、それを一層すすめるための自治力の向上に努めます。そして、水と緑と太陽に恵まれ、人々のふれあいと連帯の中で、平和で安全・安心・快適に、しかも楽しくいきいきと幸せに暮らすことのできる豊かな地域環境を創造し、住みよい越谷市の実現に努めます。

わたしたち市民および市は、自治のまちづくりのさらなる推進を図るため、ここに、市政運営の最高規範となるこの条例を制定します。

条例の特徴

【市民のための条例】

分かりやすい記述を心がけ、「です・ます」体を使用しています。

【自治の推進】

参加と協働によるまちづくりの方法を単なる理念としてではなく、具体的な手続き・仕組みとして明確にしています。

【豊かな地域環境の創造】

市のあるべき姿について、①人間関係、②自然、③歴史・文化、④産業の4つに分類し、「誰もが安心して、楽しく生活していけるまち」の実現を目指すことを明確にしています。

自治の基本理念（基本となる考え方）

【人間尊重】

「市民」一人一人が人間として尊重され、「やさしさ」や「心の豊かさ」などの人間らしさに満ちたふれあい豊かなまちづくりをすすめていきます。

【市民主権】

「市民」がまちづくりの主人公であるという考え方を基本としたまちづくりをすすめていきます。

自治の基本原則（基本となるすすめ方）

【参加の原則】

「市民」が、当事者として市政に参加します。

【協働の原則】

「市民」と市が、それぞれの役割を認識し、対等な立場で連携・協力します。

【情報共有の原則】

市の積極的な情報提供と「市民」が保有する情報の市との共有を基本とします。

（平成 21 年 6 月 19 日制定）

越谷市民憲章

わたしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限らない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

1. 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくりま
1. きまりを守り、信じあい心豊かな明るいまちをつくりま
1. 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくりま
1. 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくりま

(昭和 53 年 11 月 3 日制定)

越谷市子ども憲章

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、夢と誇りを持ち、みんな仲良く助け合って生きていくことを誓い、ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

- 自立** わたしたちは、互いに認め励まし合い、自分の道を歩んでいきます。
- 責任** わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、責任を持って行動します。
- 健康** わたしたちは、生命を大切に、明るく、たくましく生きていきます。
- 感謝** わたしたちは、思いやりの心と、“ありがとう”の気持ちを持ち続けます。
- 環境** わたしたちは、自然や文化を大切に、環境にやさしくします。

(平成 10 年 11 月 3 日制定)

越谷市福祉憲章

わたしたち越谷市民は、生涯にわたって、すこやかに、いきいきと、人間らしく、川の流れるこの豊かなまちに、安心して暮らせることを願っています。

そのためには、個人、家庭、地域、企業、行政などが、しっかりと手をたずさえ、知恵をだしあい、それぞれの役割を自覚し、責任を果たしていかなければなりません。

すべての市民が、ふるさとと実感でき、愛着のもてる福祉のまちをめざして、この憲章を定めます。

ともに生きよう

かけがえのない あなたのいのち 明日に向けて みんなでつくろう やさしいまちを

(わたしたちは、一人ひとりが個性をもち、自立した、かけがえのない存在です。たがいに認めあい、励ましあいながら、やさしいまちをつくりまします。)

ともにつなげよう

あなたのちから わたしの経験 知恵をだしあい みんなで築こう 住みよいまちを

(わたしたちは、一人ひとりがいろいろな能力や経験、知恵をもっています。ちからを発揮し、いかし、あわせて、住みよいまちをつくりまします。)

ともにかけあおう

ほほえみと 思いやり 手をとりあって みんなで育てよう ふれあいのまちを

(わたしたちは、たくさんの人との支えあいや助けあいで、生きています。あたたかいところと、思いやりをもって、ふれあいのまちをつくりまします。)

ともに高めよう

すこやかな ところと体 明るい家庭 みんなで愛そう ふるさとのまちを

(わたしたちは、いつも幸せな日々を願っています。健康を守り、趣味をいかし、生きがいをもって、ところ豊かに暮らせる、ふるさとのまちをつくりまします。)

(平成 11 年 9 月 15 日制定)

安全都市宣言

最近における産業、経済、文化の発展と交通量は極度に増加し、交通事故が頻発して大きな社会問題となっている。また火災の発生も文化生活の向上、暖房用火器用具の発展普及に併行して増加の傾向にある。よって全市民とともに安全都市造成の理想を達成するため「安全都市」とすることを宣言する。（抜粋）

（昭和 37 年 3 月制定）

スポーツ・レクリエーション都市宣言

水と緑と太陽に恵まれた私たちのまち、越谷市も急激な開発と人口増加により、美しい自然と生活様式に大きな変化がもたらされました。

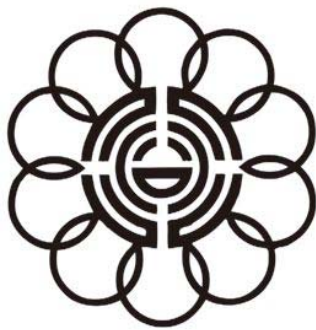
私たちは、いつも美しい自然にあふれ健康で明るく人間性豊かなまち越谷市でありたいと思いません。

私たちは、ひとりひとりが生涯をとおしてスポーツ・レクリエーションを親しみ、健康でたくましい心とからだをつくるとともに、さらに市民の交流を深め連帯感に支えられた明るく豊かな住みよいまちを築くことを誓い、次の目標をかかげて越谷市を「スポーツ・レクリエーション都市」とすることをここに宣言します。

- すべての市民がスポーツ・レクリエーションを楽しみましょう。
- すべての市民が力を合わせてスポーツ・レクリエーションのできる場をつくりましょう。
- すべての市民がスポーツ・レクリエーションに進んで参加しましょう。
- すべての市民が身近にスポーツ・レクリエーションのできる仲間をつくりましょう。

（昭和 49 年 9 月 26 日制定）

市章



10 個の外輪は、合併した 2 町 8 カ村を表し、中央にカタカナの「コ」を 4 つ集めて「越」の意味、中心は「谷」の文字を図案化したものです。図案は、町村合併後、町民の皆さんから募集したもので、町章として昭和 30 年 1 月 10 日制定。その後、市制施行とともに市章となりました。

市のシンボルマーク



このマークは、市民の皆さんとともに暮らしやすいまちづくりを進めるためのシンボルとして、全国公募の中から市民投票によって選ばれました。図案は、「水郷こしがや」と、親子のシラコバトが未来にはばたいていく様子を表現しています。（市制 40 周年を記念し、平成 10 年 11 月 3 日選定）

文化都市宣言

清らかな川の流れと豊かな緑、青い空。
昔から水郷こしがやとして親しまれてきた
わたしたちの郷土は、先人達が遺（のこ）してくれた
かけがえのないふるさとである。

わたしたちは、
先人から受け継いだ恵みを守り、はぐくみ、
さらに、人間愛に満ちた
ゆとりと潤いと安らぎのある文化のまちを創（つく）って
次の世代に引き継いでいこう。
みんなで心と力を合わせて、
わがまち越谷 と だれもが誇れるまちづくりをすすめ、
生涯を心豊かに過ごせるような市民生活を築いていこう。

市制 25 周年にあたり、
越谷市を「文化都市」とすることを宣言する。

(昭和 58 年 11 月 3 日制定)

越谷市平和都市宣言

わがまちは、古くから「水郷こしがや」として親しまれてきた水と緑と太陽に恵まれた美しいまちであります。

そして、このかけがえのない自然と明るく平和なくらしは、越谷市民すべての願いであります。

わが国は、先の大戦による戦禍にみまわれ、世界で唯一の被爆国として、尊い命や貴重な財産を失ってきました。この戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えていかなければなりません。

わたしたちは、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、美しい自然環境を新しい世代に引き継ぐため、人類共通の願いである世界の恒久平和実現を希求し、市制施行 50 周年を期して、ここに平和都市宣言をいたします。

(平成 20 年 11 月 3 日制定)

市の木「ケヤキ」



昔から武蔵野の風景を思わせる木であり、市内にも多く育っています。大きな幹の上に枝を広げた雄姿は堂々としており、ますます発展する越谷市にふさわしい木です。(市制 20 周年を記念し、昭和 53 年 11 月 3 日制定)

市の花「キク」



栽培も容易で、美しさと香りは古くから日本人に親しまれています。一般公募した中で花としてのイメージがもっとも高く、市の花に選ばれました。(市制 20 周年を記念し、昭和 53 年 11 月 3 日制定)

市の鳥「シラコバト」



灰褐色の体に首の黒い線が特徴。「越ヶ谷のシラコバト」として昭和 31 年に国の天然記念物にも指定されており、越谷を代表する野鳥として、また、かけがえのない自然環境を守るシンボルとして選ばれました。(市制 30 周年を記念し、昭和 63 年 11 月 3 日制定)

目次

【基本構想】

序文

1. 計画策定の趣旨 10
2. 計画の特徴 10
3. 計画の期間と構成 11

第1章 時代の流れと新たな課題

- はじめに 12
1. 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行 12
 2. 地方分権の推進と市民によるまちづくり 12
 3. 安全・安心志向の高まり 13
 4. 環境意識の高まり 13
 5. 経済・産業構造の変化 13

第2章 まちづくりの理念と視点

1. まちづくりの理念 14
2. まちづくりの視点 15

第3章 越谷市の将来像

1. 将来像 16
2. まちづくりの目標 17

第4章 人口と土地利用

1. 将来人口 18
2. 都市構造 18
3. 土地利用構想 19

第5章 地区からのまちづくりの展開

1. 地区からのまちづくりの展開 22
2. 地区別将来像 22

第6章 施策の大綱

1. 市民とつくる住みよい自治のまちづくり 36
2. だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり 38
3. 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり 42
4. 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり 44
5. 安心して働ける環境を育む持続的で躍動するまちづくり 46
6. いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり 48

【前期基本計画】

第1章 計画の概要

- 1. 計画の趣旨……………54
- 2. 計画の特徴……………54
- 3. 計画の期間と構成……………54

第2章 計画の背景

- 1. 位置・自然条件……………56
- 2. まちづくりの歩みと本市の役割……………59

第3章 計画の指標

- 1. 人口・世帯……………62
- 2. 財政の見通し……………70
- 3. 土地利用……………73

第4章 重点戦略

- 重点戦略の位置づけ……………76
- 重点戦略1 地域の担い手育成プロジェクト……………77
- 重点戦略2 エコまちプロジェクト……………78
- 重点戦略3 暮らし安心プロジェクト……………79
- 重点戦略4 魅力・活力向上プロジェクト……………80

第5章 分野別計画

- 分野別計画の見方……………82

大綱1 市民とつくる住みよい自治のまちづくり

- 1-1 市民参加と協働による市政を進める……………86
- 1-2 互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを進める……………90
- 1-3 健全で開かれた都市経営を進める……………96

大綱2 だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

- 2-1 とともに支え合いながら暮らせる地域をつくる……………102
- 2-2 予防と助け合いのもとで、充実した地域医療体制をつくる……………104
- 2-3 伸びやかに子どもが育ち、次の世代につなげる、子育てしやすいまちをつくる……………108
- 2-4 障がい者（児）が生活しやすい環境をつくる……………112
- 2-5 高齢者が敬愛され生きがいをもてるまちをつくる……………116
- 2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る……………120

【前期基本計画】

大綱3 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり

3-1 自然と調和した安全で活気ある都市をつくる	126
3-2 越谷らしい景観をつくる	130
3-3 地域を支える道路・交通環境をつくる	132
3-4 水と緑を活かしたやすらぎのある空間をつくる	136
3-5 安全で良好な水環境をつくる	140
3-6 安心して住むことができる住宅環境をつくる	146

大綱4 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり

4-1 環境にやさしい持続可能な社会をつくる	150
4-2 安全・安心に暮らせるまちにする	154
4-3 生命・身体・財産を守る消防体制を整える	158

大綱5 安心して働ける環境を育む持続的で躍動するまちづくり

5-1 地域社会を支える持続性のある産業を育成し、活性化を図る	164
5-2 にぎわいと活力を創出する商業・観光の振興を図る	168
5-3 地域社会と融合した持続的経営力を持つ工業を育成し、活性化を図る	172
5-4 持続的に農業が行われる環境をつくる	174
5-5 地域に根ざした雇用対策を拡充し、働きやすい環境をつくる	178

大綱6 いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり

6-1 生きる力を育む学校教育を進める	182
6-2 生涯にわたる学びを充実し、地域の文化を創造する	188
6-3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる	194

【資料編】

越谷市総合振興計画審議会条例	200
越谷市総合振興計画専門委員設置規則	201
第4次越谷市総合振興計画・越谷市都市計画マスタープラン 策定委員会設置要綱	202
第4次越谷市総合振興計画・越谷市都市計画マスタープラン 策定プロジェクト検討委員会設置要綱	204
第4次越谷市総合振興計画策定フロー	207
計画策定の経緯	208
越谷市総合振興計画審議会委員名簿	210
地区まちづくり会議名簿	211
第4次越谷市総合振興計画策定委員会名簿	216
第4次越谷市総合振興計画策定プロジェクト検討委員会名簿	217
第4次越谷市総合振興計画策定プロジェクト検討委員会部会名簿	218
越谷市総合振興計画専門委員名簿	220